

電気需給約款（2023年6月）	電気需給約款（2023年9月）※新約款
<p>電気個別需給約款</p> <p>【東京電力エリア】</p> <p>毎日充電無料プラン</p> <p>毎日充電無料 CO2 フリープラン</p> <p>2023年6月1日実施</p> <p>MCリテールエナジー</p>	<p>電気個別需給約款</p> <p>【東京電力エリア】</p> <p>毎日充電無料プラン</p> <p>毎日充電無料 CO2 フリープラン</p> <p>2023年9月1日実施</p> <p>MCリテールエナジー</p>
<p>第3条 契約種別および料金</p> <p>1. 毎日充電無料プラン（60A以下）</p> <p>(2) 毎日充電無料プランに係る特則</p> <p>毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎日充電無料プランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。</p> <p>(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ電動車用充電設備における充電電力量を計測する計測機器（以下、「充電使用量計測機器」といいます。）を設置すること。 EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 <p>(c) 毎日充電無料プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客様のEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <p>(d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>(5) 料金</p> <p>料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調</p>	<p>第3条 契約種別および料金</p> <p>1. 毎日充電無料プラン（60A以下）</p> <p>(2) 毎日充電無料プランに係る特則</p> <p>毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎日充電無料プランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。</p> <p>(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ電動車用充電設備における充電電力量を計測する計測機器（以下、「充電使用量計測機器」といいます。）を設置すること。 EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 <p>(c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客様で、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様のEV・PHEVの保有を確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をしていただきます。 充電使用量計測機器で計測可能な設備でEV・PHEVの充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を2台以上設置していることが確認できた場合。 <p>(d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>(5) 料金</p> <p>料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料</p>

電気需給約款（2023年6月）

整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第1号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量(実測値)も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流	基本料金(税込)
10 アンペア	286 円 00 銭
15 アンペア	429 円 00 銭
20 アンペア	572 円 00 銭
30 アンペア	858 円 00 銭
40 アンペア	1,144 円 00 銭
50 アンペア	1,430 円 00 銭
60 アンペア	1,716 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第1号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	合計(税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 88 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 48 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30 円 57 銭

2. 毎日充電無料プラン(6kVA~49kVA)

(2) 毎日充電無料プランに係る特則

毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料プランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量(実測値)が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。

(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

(c) 毎日充電無料プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力

電気需給約款（2023年9月）※新約款

費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第1号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量(実測値)も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流	基本料金(税込)
10 アンペア	700 円 00 銭
15 アンペア	1,050 円 00 銭
20 アンペア	1,400 円 00 銭
30 アンペア	2,100 円 00 銭
40 アンペア	2,800 円 00 銭
50 アンペア	3,500 円 00 銭
60 アンペア	4,200 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第1号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	合計(税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 00 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 60 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40 円 69 銭

2. 毎日充電無料プラン(6kVA~49kVA)

(2) 毎日充電無料プランに係る特則

毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料プランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量(実測値)が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。

(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

(c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

電気需給約款（2023年6月）

を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただきます。

(d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(4) 契約容量

(a) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、第 2 号 (4) (a) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(c) お客さまから第 2 号 (4) (a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、第 2 号 (4) (a) 、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料

電気需給約款（2023年9月）※新約款

- ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。
- ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。
- ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。

(d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項 により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a) 、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算

電気需給約款（2023年6月）

費調整] . (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 2 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 2 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭

3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（60 A 以下）

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。

(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランですので、お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合、あるいは EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

電気需給約款（2023年9月）※新約款

定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 2 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 2 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭

3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（60 A 以下）

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。

(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

電気需給約款（2023年6月）		電気需給約款（2023年9月）※新約款	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭
<p>4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA）</p> <p>(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則</p> <p>毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。</p> <p>(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 <p>(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客様のEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <p>(d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>(4) 契約容量</p> <p>(a) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p>		<p>4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA）</p> <p>(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則</p> <p>毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。</p> <p>(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> EV・PHEVを保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。 EV・PHEVにおける充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 <p>(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客様で、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様のEV・PHEVの保有を確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をしていただきます。 充電使用量計測機器で計測可能な設備でEV・PHEVの充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を2台以上設置していることが確認できた場合。 <p>(d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>(4) 契約容量</p> <p>契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず(c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。</p> <p>(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p> <p>ただし、お客様の設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。</p>	

電気需給約款（2023 年 6 月）	電気需給約款（2023 年 9 月）※新約款
--------------------	------------------------

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、第 4 号 (4) (a) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。
- (c) お客さまから第 4 号 (4) (a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。
- (d) 電気の使用実態に応じ、第 4 号 (4) (a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.1 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。
- (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。
- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.1 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭

電気需給約款（2023年6月）		電気需給約款（2023年9月）※新約款	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭
<p>附 則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日 本個別約款は、2023年6月1日から実施します。 本約款実施後の新たな燃料費調整額は、2023年6月検針日～2023年7月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。</p>		<p>附 則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日 本個別約款は、2023年9月1日から実施します。 本個別約款実施後の新たな料金は、2023年9月検針日～2023年10月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023年9月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023年10月」に該当することとなるため、料金確定通知は2023年11月となります。 2023年6月1日実施した電気個別需給約款の新たな燃料費調整額は、2023年6月検針日～2023年7月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。</p>	